

# 平成28年第1回吉岡町議会定例会会議録第5号

平成28年3月18日（金曜日）

## 議事日程 第5号

平成27年3月18日（水曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 発委第 1号 吉岡町議会基本条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 2 発委第 2号 吉岡町議会傍聴規則の全部を改正する規則  
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 3 条例案及び平成27年度補正予算案等の付託案審査報告  
総務、文教厚生、産業建設各常任委員会議案審査報告  
(委員長報告・報告に対する質疑)
- 日程第 4 議案第 1号 吉岡町行政不服審査会条例の制定  
(討論・表決)
- 日程第 5 議案第 2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定  
(討論・表決)
- 日程第 6 議案第 3号 吉岡町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 7 議案第 4号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 8 議案第 5号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 9 議案第 6号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第10 議案第 7号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第11 議案第 8号 吉岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第12 議案第 9号 吉岡町小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例

- (討論・表決)
- 日程第13 議案第10号 吉岡町道路占用料・使用料徴収条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第14 議案第11号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について  
(討論・表決)
- 日程第15 議案第12号 町道路線の認定・廃止について  
(討論・表決)
- 日程第16 議案第13号 吉岡町都市計画マスタープランについて  
(討論・表決)
- 日程第17 議案第14号 平成27年度吉岡町一般会計補正予算(第4号)  
(討論・表決)
- 日程第18 議案第15号 平成27年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)  
(討論・表決)
- 日程第19 議案第16号 平成27年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)  
(討論・表決)
- 日程第20 議案第17号 平成27年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)  
(討論・表決)
- 日程第21 議案第18号 平成27年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)  
(討論・表決)
- 日程第22 議案第19号 平成27年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)  
(討論・表決)
- 日程第23 議案第20号 平成27年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)  
(討論・表決)
- 日程第24 議案第21号 平成27年度吉岡町水道事業会計補正予算(第3号)  
(討論・表決)
- 日程第25 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について  
(討論・表決)
- 日程第26 陳情の付託案件審査報告  
文教厚生常任委員会委員長報告  
(委員長報告・報告に対する質疑)
- 日程第27 陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口の設置を求める陳情

(討論・表決)

- 日程第 2 8 平成 2 8 年度当初予算案の付託議案審査報告  
予算決算、総務、文教厚生、産業建設各常任委員長報告  
(委員長報告・報告に対する質疑)
- 日程第 2 9 議案第 2 2 号 平成 2 8 年度吉岡町一般会計予算  
(討論・表決)
- 日程第 3 0 議案第 2 3 号 平成 2 8 年度吉岡町学校給食事業特別会計予算  
(討論・表決)
- 日程第 3 1 議案第 2 4 号 平成 2 8 年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算  
(討論・表決)
- 日程第 3 2 議案第 2 5 号 平成 2 8 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算  
(討論・表決)
- 日程第 3 3 議案第 2 6 号 平成 2 8 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算  
(討論・表決)
- 日程第 3 4 議案第 2 7 号 平成 2 8 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算  
(討論・表決)
- 日程第 3 5 議案第 2 8 号 平成 2 8 年度吉岡町介護保険事業特別会計予算  
(討論・表決)
- 日程第 3 6 議案第 2 9 号 平成 2 8 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算  
(討論・表決)
- 日程第 3 7 議案第 3 0 号 平成 2 8 年度吉岡町水道事業会計予算  
(討論・表決)
- 日程第 3 8 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 3 9 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 4 0 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 4 1 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 4 2 予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 4 3 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 4 4 議会議員の派遣について
- 日程第 4 5 議長報告 予算決算常任委員会の要望事項の町長への伝達について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（16人）

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 富岡大志君  | 2番  | 大林裕子君  |
| 3番  | 金谷康弘君  | 4番  | 五十嵐善一君 |
| 5番  | 柴崎徳一郎君 | 6番  | 竹内憲明君  |
| 7番  | 高山武尚君  | 8番  | 村越哲夫君  |
| 9番  | 坂田一広君  | 10番 | 飯島衛君   |
| 11番 | 岩崎信幸君  | 12番 | 平形薫君   |
| 13番 | 山畑祐男君  | 14番 | 馬場周二君  |
| 15番 | 小池春雄君  | 16番 | 岸祐次君   |

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

|           |       |        |       |
|-----------|-------|--------|-------|
| 町長        | 石関昭君  | 副町長    | 堤壽登君  |
| 教育長       | 大沢清君  | 総務政策課長 | 小淵莊作君 |
| 財務課長      | 大澤弘幸君 | 町民生活課長 | 大井力君  |
| 健康福祉課長    | 福田文男君 | 産業建設課長 | 富岡輝明君 |
| 会計課長      | 守田肇君  | 上下水道課長 | 大塚幸宏君 |
| 教育委員会事務局長 | 南雲尚雄君 |        |       |

---

## 事務局職員出席者

事務局長 大井隆雄 主任 青木史枝

## 開 議

午前9時30分開議

議長（岸 祐次君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

議事に入る前にお知らせします。

この後行っていただく委員長報告は議事日程第3と第26と第28で予定しております。日程第3では、主に条例関係と平成27年度各会計の補正予算であります。それから日程第26では、文教厚生常任委員会に付託した陳情1件です。それから、日程第28では、平成28年度の各会計の当初予算を予定しております。

それでは、これより議事日程（第5号）により会議を進めます。

---

### 日程第1 発委第1号 吉岡町議会基本条例の一部を改正する条例

議長（岸 祐次君） 日程第1、発委第1号 吉岡町議会基本条例の一部を改正する条例を議題とします。

この発委1号は、議会運営委員会からの委員会発議であります。委員長の提案理由の説明を求めます。

小池議会運営委員会委員長。

〔議会運営委員会委員長 小池春雄君登壇〕

議会運営委員長（小池春雄君） それでは、吉岡町議会基本条例の一部を改正する条例。

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに吉岡町議会会議規則第13条第2項の規定により提出をいたします。

平成28年3月9日。吉岡町議会議長岸 祐次様。吉岡町議会 議会運営委員会委員長小池春雄。

提案理由でありますけれども、文言（会議等、質疑、質問）の定義を明確にし、反論に関する事項を削除するものであります。

なお、詳細につきましてはお手元に配付のとおりであります。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

小池委員長、ご苦労さまでした。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許可します。

次に、原案に賛成の発言を許可します。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これにより採決を行います。この採決は起立によって行います。

発委第1号 吉岡町議会基本条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数。

よって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2 発委第2号 吉岡町議会傍聴規則の全部を改正する規則

議長（岸 祐次君） 日程第2、発委第2号 吉岡町議会傍聴規則の全部を改正する規則を議題とします。

この発委第2号は、議会運営委員会からの委員会発議であります。委員長の提案理由の説明を求めます。

小池議会運営委員会委員長。

〔議会運営委員会委員長 小池春雄君登壇〕

議会運営委員長（小池春雄君） 発委第2号 吉岡町議会傍聴規則の全部を改正する規則。

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに吉岡町議会会議規則第13条第2項の規定により提出をします。

平成28年3月9日。吉岡町議会議長岸 祐次様。吉岡町議会 議会運営委員会委員長小池春雄。

提案理由、平成27年第3回定例会から、議会の本会議をインターネットによってライブ中継及びVODによる録画中継を開始したことを鑑み、録音の禁止をうたった文言を削ること、及び議場の空調設備が十分でないことや、昭和の時代に規定された当時から、既にファッションも大きく変わってきたことから、帽子外套の類の着用は禁止事項から除き、携帯電話等の取り扱いについては、現代の機器に即した文言に整え、定めるものであります。

なお、詳細につきましては記載のとおりであります。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

小池委員長、ご苦労さまでした。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許可します。

次に、原案に賛成の発言を許可します。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これにより採決を行います。この採決は起立によって行います。

発委第2号 吉岡町議会傍聴規則の全部を改正する規則を原案案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数。

よって、発委第2号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 総務、文教厚生、産業建設各常任委員会議案審査報告

議長（岸 祐次君） 日程第3、委員会議案審査報告を議題とします。

委員会報告を求めます。

最初に、総務常任委員会であります。山畑委員長には、付託した条例に関する議案、諮問、補正予算議案について、委員長報告をお願いいたします。

山畑総務常任委員長。

〔総務常任委員会委員長 山畑祐男君登壇〕

総務常任委員長（山畑祐男君） 13番山畑です。それでは、総務常任委員会の議案審査報告を行います。

定例会開会日3月2日、3日、本議会において議長より付託されました議案9件につきまして、3月14日月曜日午前9時半から委員会室において、委員全員、議長、それから執行側からは町長、副町長、教育長、所管課長、局長、室長が出席し、審査をいたしましたので、議案9件について審査の概要と結果を報告いたします。

議案第1号 吉岡町行政不服審査会条例の制定では、委員会を常設にすべきとの質疑に対して、行政不服審査請求の内容は、多岐にわたるために、その都度専門的知識を要するとし、非常設にしているとの答弁でした。また、審査委員会の審査の決定の方法はどの質疑に対し、その事案により異なるとの答弁でした。審査の結果、採決では、原案適正と認め、賛成多数で可決でありました。

議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定は、行政不服審査法の施行に伴う所要の改正です。審査の結果、採決では原案適正と認め、全会一致で可決でありました。

議案第3号 吉岡町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例は、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律の施行に伴う所要の改正です。審査の結果、採決では、原案適正と認め、全会一致で可決でありました。

議案第4号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律及び地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正です。審査の結果、採決では原案適正と認め、全会一致可決でありました。

議案第5号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例は、吉岡町職員の給与改正に倣い、期末手当を改正するための改正です。審査の結果、採決では原案適正と認め、全会一致可決でありました。

議案第6号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、吉岡町職員給与改定に倣い、期末手当を改正するための改正ですが、変更箇所の内容はとの議員の質疑に対して、夏と冬の期末手当の支払い割合の変更であるとの担当課長の答弁でした。審査の結果、採決では原案適正と認め、全会一致可決でありました。

議案第11号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議については、群馬東部水道企業団が新たに群馬県市町村総合事務組合の組織団体となり、群馬県市町村総合事務組合規約第2の5の公の事務の共同処理を平成28年2月8日から適用して行うための議会の議決を求めるものです。審査の結果、採決では原案適正と認め、全会一致で可決でありました。

議案第14号 平成27年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）では、397万2,000円の減額補正です。歳入歳出ともに款、項、目に沿って審査を行いました。主な質疑といたしましては、歳入では16款財産収入2項不動産売却収入では、売払土地の明示の質疑に対し、民間の敷地内の用途廃止と土地の処分との答弁でした。歳出では、2款総務費1項12目電子計算費は、13節の導入作業費の増加理由の質疑に対して、情報セキュリティ強化対策による国からの補助金との答弁でした。3款民生費の19節臨時給付金の減額に対しての質疑に対しては、給付対象者の減による減額との答弁でした。同じく3款民生費1項社会福祉費では、6目の障害者福祉費の減額理由の質疑に対しては、自立支援のサービスが予算より利用者が少なかった。難病見舞金の対象者も少なかった等による減額との答弁でした。6款農業費11項4目では、19節の畜産環境対策事業補助金の内容についての質疑に対しては、家畜のふんの悪臭防止のための補助金との答弁でした。10款教育費3項2目20節補助費では、修学援助費の取り扱いに対しての質疑に対して、個人情報厳格に守っているため、対象者の氏名は秘密裏に対応しているとの答弁でした。以上が主な質疑でございますが、審査の結果、採決では原案適正と認め、全会一致可決で

ありました。

議案第18号 平成27年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）では、歳入歳出の款、項、目の順で審査いたしました。審査の結果、採決では、原案適正と認め、全会一致で可決であります。

以上、報告といたします。

議長（岸 祐次君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

山畑委員長、ご苦労さまでした。

続きまして、文教厚生常任委員会馬場委員長、お願いします。同様に、付託した条例に関する議案、補正予算議案について、委員長報告をお願いいたします。

〔文教厚生常任委員会委員長 馬場周二君登壇〕

文教厚生常任委員長（馬場周二君） 14番馬場です。それでは、文教厚生常任委員会の審議について報告します。

3月15日火曜日、午前9時30分より委員会室にて、委員全員と議長、執行側より町長、副町長、教育長、及び関係課長、事務局長と室長の参加によりまして、開催をいたしました。議長より付託されました議案9件、諮問1件、陳情1件を審議しました。

それでは、議案第7号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部改正施行に伴い、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する条例です。審議では、運営推進会議の地元代表者の人選や、会議の結果の公表などの質問がありました。目的は認知症患者が住みなれた社会でともに生活することで、出席する地域の代表者には特に選定された人ではなく、地域で選んだ人でもよいというような回答でした。文書の公表は、施設内に掲示するとの回答がありました。審議の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第8号 吉岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例については、審議の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第16号 平成27年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、3,657万7,000円の追加で、内訳は保険財政共同安定化事業拠出金や、高額医療費の増によるもので、審議の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第19号 平成27年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)、主なものは保険給付金の介護サービス等諸費の減で、3,379万円の減額です。原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第20号 平成27年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)は、460万5,000円の減額です。主なものは保険料の負担金の減などで、審議の結果、原案通り適正と認め、全会一致で可決です。

次に、諮問の第1号ですけれども、人権擁護委員候補者の推薦について、町長の諮問にあった群馬県北群馬郡吉岡町大字南下867番地の3、石関秀一氏を人権擁護委員に推薦することに決定いたしました。

以上でございます。

議長(岸 祐次君) 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(岸 祐次君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

馬場委員長、ご苦労さまでした。

続きまして、産業建設常任委員会岩崎委員長、お願いします。同様にお願いいたします。

〔産業建設常任委員会委員長 岩崎信幸君登壇〕

産業建設常任委員長(岩崎信幸君) 11番岩崎です。産業建設常任委員会の議案書、議案審査報告を行います。

産業建設常任委員会では、3月2日及び3日、本会議において議長より付託された議案10件について、3月16日水曜日午前9時30分より委員会室において、委員全員、議長、執行側からは町長、副町長、事務局長、所管課長、室長の出席のもと審査いたしましたので、結果を報告します。

議案第9号 吉岡町小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例は、中小企業信用保証法に規定する特定事業に、特定遊興飲食店経営を加え、また、保証協会に対して出捐金停止による改正等であり、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第10号 吉岡町道路占用料・使用料徴収条例の一部を改正する条例は、道路法施行令の改正に伴い、占用料・使用料の額及び算定基準を改正するものであり、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第12号 町道路線の認定・廃止については、まず、認定路線は9路線で、そのうち6路線は、住宅等により寄附されたものであり、3路線は側道です。廃止1路線は、榛東村地籍の村道と確認されたことによるもので、1路線は、道として不適切であるという判断をされたものです。原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第13号 吉岡町都市計画マスタープランについては、おおむね20年後の吉岡町の都市としての姿を展望した上で、将来像を明確にし、実現に向けて道筋を明らかにすることを目的に定めるものであり、このプランに目指すまちづくりの理念は「まとまり」をつくり、全ての世代を暮らしやすい町へと進めていくものであります。委員からは、JR新駅設置は現実性に欠けるのではとの質問に、町としての個性を求めるためであり、長期的な展望として捉え、課題としていくとの答えでした。また、身近な公園が少ないのではとの質問に対しましては、「近隣公園」を目安に整理する「PDCAサイクル」においては、2年に1回程度、進捗状況を検討し、結果を議会に報告するとのことでした。審査の結果、採決では原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第15号 平成27年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、県央処理区維持費管理負担金、流域下水道建設負担金等の確定により、下水道費が1,191万8,000円の減となるなどによる1,213万2,000円の減額補正であります。審査の結果、採決では、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第17号 平成27年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、消臭液の使用が減ったことにより、施設管理費が215万3,000円の減となり、210万2,000円の減額補正となりました。審査の結果、採決では、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第21号 平成27年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、新規加入金など、その他営業収益がふえ、収益的収入156万8,000円、収益的支出107万6,000円の増額、資本的収入3万8,000円、資本的支出7万5,000円の増額補正であります。審査の結果、採決では、原案適正と認め、全会一致可決であります。

以上、報告いたします。

議長（岸 祐次君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

岩崎委員長、ご苦労さまでした。

---

#### 日程第4 議案第1号 吉岡町行政不服審査会条例の制定

議長（岸 祐次君） 日程第4、議案第1号 吉岡町行政不服審査会条例の制定を議題とします。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許可します。

次に、原案に賛成の発言を許可します。ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第1号 吉岡町行政不服審査会条例の制定を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数。

よって、議案第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第5 議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

議長（岸 祐次君） 日程第5、議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定を議題とします。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許可します。

次に、原案に賛成者の発言を許可します。ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数。

よって、議案第2号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第3号 吉岡町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

議長（岸 祐次君） 日程第6、議案第3号 吉岡町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第3号 吉岡町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第4号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長（岸 祐次君） 日程第7、議案第4号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第4号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認め、よって、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第5号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例

議長（岸 祐次君） 日程第8、議案第5号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第5号 特別食の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例を、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

**日程第9 議案第6号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例**

議長（岸 祐次君） 日程第9、議案第6号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第6号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

**日程第10 議案第7号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

議長（岸 祐次君） 日程第10、議案第7号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

次に、原案に賛成の発言を許可します。ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第7号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数。

よって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

**日程第11 議案第8号 吉岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例**

議長（岸 祐次君） 日程第11、議案第8号 吉岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから討論を行います。原案に反対者の発言を許可します。

次に、原案に賛成の発言を許可します。ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第8号 吉岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数です。

よって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

**日程第12 議案第9号 吉岡町小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例**

議長（岸 祐次君） 日程第12、議案第9号 吉岡町小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第9号 吉岡町小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例を、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

**日程第 1 3 議案第 1 0 号 吉岡町道路占用料・使用料徴収条例の一部を改正する条例**

議長（岸 祐次君） 日程第 1 3、議案第 1 0 号 吉岡町道路占用料・使用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をいたします。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第 1 0 号 吉岡町道路占用料・使用料徴収条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 1 0 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

**日程第 1 4 議案第 1 1 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について**

議長（岸 祐次君） 日程第 1 4、議案第 1 1 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第 1 1 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 1 1 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

**日程第 1 5 議案第 1 2 号 町道路線の認定・廃止について**

議長（岸 祐次君） 日程第 1 5、議案第 1 2 号 町道路線の認定・廃止についてを議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第12号 町道路線の認定・廃止についてを委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第16 議案第13号 吉岡町都市計画マスタープランについて

議長（岸 祐次君） 日程第16、議案第13号 吉岡町都市計画マスタープランについてを議題といたします。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許可します。

柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君登壇〕

5番（柴崎徳一郎君） 5番柴崎です。議案第13号 吉岡町都市計画マスタープランについて、反対の立場で討論を行います。

町都市計画マスタープランの本改定計画において示されている改定の経緯によった段階を経ず、手順の曖昧さは住民意見の反映にも支障を来すことにもなりかねません。もう少し十分な項目ごとの時間配分を考慮しつつ、しっかりと示された手順によって町都市計画マスタープランの策定をされるよう要望します。

時節柄、改定の必要性は同じ思いです。「急がば回れ、せいては事をし損じる」と言われます。本案資料内にも記載があるように、PDCAサイクル、Plan Do Check Actionの各業務のプロセスを重点基本に据えていただきたいのであります。例えば、利根川沿いの後背地に思いを寄せていた今はなき住民と知事さんとの交換メッセージにおいても、町長は初めて伺った旨、そしてより一層の活性化策に考えていきたい旨、コメントを寄せられておりました。

また、町長みずから、トーンダウンで先送りされた新駅構想を今回のプランの中で、まちづくりへのツイン格の一つに据えられたことも理解しがたく、矛盾を感じます。

そんな中、特にC、Checkが重要であることは、担当課長、室長も説明の中で強調されておりました。前の都市計画マスタープランにおいても、同様のことです。何度とな

く見直しを検討しますと返答し続けてきた経緯の中、検討結果が示されないまま、改めて再スタートされる今回の都市計画マスタープランの文章記載においても、都市施設、未着手部分等の見直し、検討していきますと、今回も同様な表現では到底住民らから納得できるプランとは言いがたく、よって、もう一度しっかりと見直し、検討をされた手順での管理、進行による町都市計画マスタープラン策定を求め、反対討論といたします。

議員各位のご賛同をいただければ幸いに存じます。

議長（岸 祐次君） 次に、原案に賛成の発言を許可します。

岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君登壇〕

11番（岩崎信幸君） 11番岩崎です。議案第13号 吉岡町都市計画マスタープランについて、賛成の立場からの討論をいたします。

都市計画マスタープランの目的は、都市計画はその目的の実現には時間を要するものであるため、本来長期的な見通しを持って定める必要があります。そのため、都市計画マスタープランは、おおむね20年後の都市の姿を展望した上で、都市の将来像を明確にし、その実現に向けて、大きな道筋を明らかにすることを目的として定めるものであります。都市計画マスタープランにつきましては、前にも申しましたように、時間を要する計画でありますので、これに関しては新たな時間を要してしっかりとしたものをつくることとしてい

るものでありまして、その目的から今回の策定にあるものでございます。

以上、賛成の立場から討論をさせていただきます。

議長（岸 祐次君） 次に、原案に反対者の発言を許可します。

次に、原案に賛成者の発言を許可します。ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第13号 吉岡町都市計画マスタープランについてを委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数。

よって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

〔「なし」の声あり〕

---

日程第17 議案第14号 平成27年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）

議 長（岸 祐次君） 日程第17、議案第14号 平成27年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第14号 平成27年度吉岡町一般会計補正予算（第4号）を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（岸 祐次君） 起立多数。

よって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第18 議案第15号 平成27年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議 長（岸 祐次君） 日程第18、議案第15号 平成27年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第15号 平成27年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第19 議案第16号 平成27年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議 長（岸 祐次君） 日程第19、議案第16号 平成27年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第16号 平成27年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数。

よって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第20 議案第17号 平成27年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議長（岸 祐次君） 日程第20、議案第17号 平成27年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第17号 平成27年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第21 議案第18号 平成27年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

議長（岸 祐次君） 日程第21、議案第18号 平成27年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第18号 平成27年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第22 議案第19号 平成27年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議長（岸 祐次君） 日程第22、議案第19号 平成27年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第19号 平成27年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を委員長  
の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第23 議案第20号 平成27年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

議長（岸 祐次君） 日程第23、議案第20号 平成27年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第20号 平成27年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を  
委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第24 議案第21号 平成27年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）

議長（岸 祐次君） 日程第24、議案第21号 平成27年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第21号 平成27年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第25 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（岸 祐次君） 日程第25、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案のとおり答申です。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、委員長の報告のとおり答申することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は、委員長の報告のとおり答申することに決しました。

---

#### 日程第26 陳情の付託案件審査報告

議長（岸 祐次君） 日程第26、陳情の付託案件審査報告を議題とします。

委員長報告を求めます。

文教厚生常任委員会馬場委員長、お願いします。

〔文教厚生常任委員会委員長 馬場周二君登壇〕

文教厚生常任委員長（馬場周二君） それでは、陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口の設置を求める陳情について、報告いたします。

今回の陳情は、学校に関係する陳情であり、教育現場の事件でありますので、教育長に参考意見として出席を求めました。委員からの意見をまとめますと、陳情1項目について、脳しんとう、軽度外傷性脳損傷に対するポケットSCAT2の教師への携帯の義務と症状を客観的に正確に観察して、判断を下すという項目について意見の交換がありました。ポケットSCAT2で記載してある症例、症状が発生した場合については、当然、学校では医師の診断を仰ぎ、家族への訪問など、ふだんより対応は行っております。そんな中、ポケットSCAT2の日常携帯を義務化することは、教師に対する日常の精神的なプレッシャーであり、運悪く事故が発生し、ポケットSCAT2が不携帯であった場合などを考えると、責任や補償の問題となりかねないなどの意見がありました。また、症状についても教師が症状を客観的に正確に観察して判断を下すのは、通常の授業では、教師が2名おりました、ふだんは校長も学校におります。相談して、判断も考えられますが、部活動などは顧問の先生が1名となる場合もありますし、そんなとき、症状によっては客観的に正確に観察して判断を下すこともかなわない場合もあるとの意見もありました。特に、陳情の内容については、全員理解を示しておりましたけれども、この1項目については、教師の義務と現場の判断を加味した場合の責任について課題が多いとの意見が多く出されました。以上の意見の中、本委員会は、全会一致で不採択となりました。

以上、報告を申し上げます。

議長（岸 祐次君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） この陳情は、一昨年9月に吉岡町議会でも全会一致で採択としていたところであり、その採択をしておいたものを今度180度変えて、覆すということはそれ相当の理由がないと、私は議会として道理の通らない話だと思っております。

そして皆さんもご存じだと思いますけれども、また、教育長からも話があったと思うんですけれども、新学習指導要領の中で、これが平成20年3月に中学校の学習指導要領の

改正がありました。そして、その中では、たしか平成24年度から中学校において武道というものが取り入れられましたね。武道とダンスが取り入れられたんですね。ですから、これも選択制らしいですけども、男子生徒では8割から9割ぐらいが武道をします。女性でも一、二割は武道をしていると。これが授業と義務づけられておりますね。そういうことになりますと、当然、保護者とすれば、部活動であればそれなりの顧問の先生もいて、そして、受け身であるとか、いろいろな勉強を習った上での部活動になると思いますけれども、授業になりますと、相当の人数がそういう形で授業を行います。そうしますと、今、ここで問題になっている軽度外傷性脳損傷、こういうおそれが出てくることは明らかだと思えますよね。その中で、この新学習指導要領の中で、武道の中に、吉岡町では中学校で1年生から3年生まで柔道を取り入れて、そして男子では7割から8割、女性でも1割、2割の人たちが柔道をやっている。こういうことというのは、まず委員会の中ではこのことを承知して議論をされたんでしょうか。

議長（岸 祐次君） 馬場委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 馬場周二君発言〕

文教厚生常任委員長（馬場周二君） 今の件につきましては、当然、そういう武道とかやっているときには、何かけが、脳しんとうをすれば、頭を打てばすぐに医者に連れていくということは、今現在でも行っています。ただ、このSCAT2を常に携帯するということに対しては、ちょっと先ほども言いましたけれども、教師に対するプレッシャーが大き過ぎるというようなことで、委員の中の意見でございました。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 先ほども言いましたけれども、新学習指導要領の中で、武道というものが取り入れられて、それで、吉岡町の1年生から3年生までがどのぐらいの割合でこの柔道をやっているかということについて、委員会の中ではどの程度議論されましたか。そして、このことに対して、保護者の声とか聞いたことがあるのか。その辺の確認はどうだったのかということを確認したいんですけども。

議長（岸 祐次君） 馬場委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 馬場周二君発言〕

文教厚生常任委員長（馬場周二君） 武道をやっている人数というようなものは確認はしております。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） そうしますと、やっぱり委員会がどういうふうに捉えたか知らないですけ

れども、要するに、これは多くの子供たちが柔道に、授業として7割、8割の人たちが授業で1年生から3年生までの授業でやるんですね。そうすると、当然のことながら、保護者とすれば、子供ですから、ふざけ半分でもやりますよね。そういうことで、脳しんとうなんかを起こしたときの措置、その先生には、これを義務づけたら先生が大変だと言いますけれども、この中というのはそんなに難しいものではなくて、症状というのは、ここにあるこの程度の意識障害があったらすぐこのことというのは、報告しなさいよという程度のことなんですね。ですから、私はここに文言にそれが入っているから、不採択にしたいというのはちょっと合点がいかないんですね。以前の1年半前の議会で全会一致でそれを覆さなければならぬ新たな事由が発生をしたんだというふうには思えないんですけれども、委員会の話が協議がそこまで行かなかったということらしいですけれども、1つだけ確認したいんですけれども、1年半前では、全会一致で採択されたものが、これがひっくり返るほどの大きなことというのは何だったのか。もう一度確認をしたいんですけれども。

議長（岸 祐次君） 馬場委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 馬場周二君発言〕

文教厚生常任委員長（馬場周二君） 前回のときには、要は、制度に対する陳情書ということであったと思うんですけれども、今回は教師ということで、教師の個人のところに入っておることが一番問題だったと思います。それで、先ほど、柔道が授業に取り入れられたということですが、当然授業になりますと、先ほど言ったように、校長先生とか、みんな担任の先生も普通おりますので、その辺については、いいと思います。

それで、特にSCAT2に書いてある内容については、当然これは学校の教師もみんな知っていなければならない事項だと思っています。ただ、これについては、やはりこのようなことを加味しながら、教育をしてくださいという話は皆さんが言っておりました。

以上です。

議長（岸 祐次君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

馬場委員長、ご苦労さまでした。

---

## 日程第27 陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口の設置を求める陳情

議長（岸 祐次君） 日程第27、陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口の設置を求める陳情を議題とします。

これから討論を行います、委員長報告は不採択でありますので、賛成者から先に行います。

まず、この陳情に賛成の発言を許可します。

小池議員。

〔15番 小池春雄君登壇〕

**15番(小池春雄君)** それでは、ただいま議題となっております軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口の設置を求める陳情につきまして、私は賛成の立場で討論を行います。

先ほど委員長報告がありましたけれども、これを否決した委員会のその理由というのが、各学校などの教師に対し、ポケットSCAT2の義務づけをするということが問題になったと。いつも先生がそれを持っていなければならないんじゃないかというような理由で否決になったそうでもありますけれども、私は、この陳情趣旨からしまして、皆さんもご存じのように、平成20年3月の中学校の学習指導要領の改正によりまして、平成24年度から中学校1年生から3年生の授業の中に武道とダンスというものが取り入れられまして、吉岡町では柔道を取り入れて、そして、女性でも先ほど言いましたけれども、一、二割の子供が柔道をしている。そして、男性においては8割ぐらいの子供たちが柔道を行っている。そうしますと、当然のことながら、保護者が心配するのは、もしも事故があったときはどうするのか。これをうっかり見過ごしていて、後になって子供に脳損傷等があった場合にはどうするか。このことは大きくその当時は議論がされた問題であります。今でも子供を中学校に通わせている保護者の中では、このことを心配している保護者もたくさんおります。そういう中におきまして、事故があった場合でも、それを未然に防ぐことが大事なんですけれども、より後に後遺症を残さないために、先生がその義務を負うということは私は大変大事なことだと思います。

以上の立場から、ここに出ております陳情第1号の軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口の設置を求める陳情について賛成をするものであります。

**議長(岸 祐次君)** 次に、この陳情に反対者の討論を許可します。

平形議員。

〔12番 平形 薫君登壇〕

**12番(平形 薫君)** 12番平形です。この陳情第1号の陳情に対しまして、反対の立場からの討論を行わせていただきます。

先ほどもありましたけれども、平成26年8月6日付で、当吉岡町議会に陳情第3号として、同様の趣旨の陳情が出されております。その中身ですけれども、陳情の事項として、

1つ、業務上の災害または通勤災害によりMTBI、つまり軽度外傷性脳損傷のことを言うんですけども、となり働けない場合、労災の傷害（補償）年金が受給できるよう労災認定基準を改正すること。これが1つ目の陳情事項でございます。

2つ目は、労災認定基準の改正に当たっては、画像にかわる外傷性脳損傷の判定方法として、多角的、体系的な神経学的検査法を導入すること。これが2番目の陳情事項です。

3つ目が、MTBIについて、医療機関はもとより、国民、教育機関への啓発、周知を図ること。ということで、平成26年9月19日付で当時の文教厚生委員長から発委がございまして、衆議院、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣等に対して、この陳情の要請をする意見書が送付されているというふうに思います。

今回の陳情第1号なんですけれども、趣旨は非常に酷似しております。先ほども委員長のほうからありましたように、趣旨はよくわかるんですけども、ここに書いてあります陳情の要請の内容なんですけれども1つから4つまでございます。1つが、概略を話しますと、各学校の教師、保健師、スポーツコーチ及び救急救命士、救急隊員にこのポケットSCAT2の携帯を義務づけること。あわせて、むち打ち型損傷、もしくは頭・頸部に衝撃を受けたと推測される事項、事案が発生した場合は、本人の訴えるだけではなく、症状を客観的に正確に観察して、判断を下すとともに、家庭、家族への報告も義務づけ、経過観察を促すこと。こう書いてあるわけなんです。以下、2つ目は、専門医による診断と適切な検査の実施。3つ目が、周知・啓発・予防措置の推進と相談窓口の設置。4つ目が、園内、これは保育園等だと思うんですけども、園内、学校内で発生した場合の正確かつ迅速な調査、開示の実施。というんですけども、2番と3番、これらについては、意見が出ましたけれども、皆さん、これでよろしいんじゃないかなというご意見でした。

ただ、1番目の繰り返しになりますけれども、教師に対してこの携帯を義務づけること。それから、症状を客観的に正確に観察して、判断を下すことが果たして可能なかどうか。もしこれがこういうことになった場合、何ら教師に事前に教育的なことも施されないまま、今の現状のまま、このポケットSCAT2を携帯させて、客観的に正確に観察して判断を下せないことが生じた場合、やはりその先に考えられるのは、生徒に対する責任が発生し、教育関係、教育委員会を初めとしていろいろなところに責任が生じてくるというふうに推測されるわけです。

したがって、ここの文言をとって、余りにも過度な対応が若干過剰ではないかというのを鑑みて、この陳情に対しての不採択となったというふうに私は思っております。

以上のことから、この陳情を採択しない。不採択することに賛成、採択に反対の立場からの討論といたします。

議長（岸 祐次君） 次に、この陳情に賛成者の討論を許可します。

次に、反対者の発言を許可します。ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口の設置を求める陳情を採択することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立少数です。

したがって、陳情第1号は、不採択とすることに決定しました。

ここで休憩をとります。再開を11時からとします。

午前10時42分休憩

---

午前11時00分再開

議長（岸 祐次君） 会議を再開します。

---

## 日程第28 予算決算、総務、文教厚生、産業建設各常任委員会議案審査報告

議長（岸 祐次君） 日程第28、委員会議案審査報告を議題とします。

委員長報告を求めます。

最初に、予算決算常任委員会、飯島委員長、お願いします。飯島予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 飯島 衛君登壇〕

予算決算常任委員長（飯島 衛君） 10番飯島でございます。予算決算常任委員会の議案審査報告を行います。

議長より、本委員会に付託されました議案第22号 平成28年度吉岡町一般会計予算に対する委員会報告を行います。

去る3月4日、7日、8日と3日間にわたり、午前9時30分より委員会室において、委員全員、議長、執行側から町長、副町長、教育長、関係課長、室長の出席のもと、説明資料などを参考にしながら、予算書の款、項、目ごとに慎重に審査いたしました。

4日は主に歳入を審査いたしました。町税の徴収方法、滞納問題、固定資産税の推移、法人税、軽自動車税、入湯税、地方交付税の増額について、またふるさと納税についての質疑がありました。

また、歳出は、7日、8日の2日間にかけて審査いたしました。総務費では、職員の時間外手当、防犯カメラの設置予定、グループタクシーの第2次実証試験、公共施設の除草

費用について、民生費では、学童クラブの新設、駒寄幼稚園の建てかえ、衛生費では一般ごみの委託料、都市計画費では駒寄スマート I C 大型車対応化事業、南下城山防災公園、消防費では、自主防災組織について、教育費では A L T の増員、明治小校舎の増築、八幡山グラウンドの見通しについて、給食センター費では、調理業務の民間委託について質疑がありました。

最終日には、総括質疑を行い、採決の結果、全会一致で可決であります。

なお、今委員会では、次の要望事項を議長に提出するものでございます。

要望事項 1、ふるさと納税及び税収の確保を積極的に推進されたい。

2、町税の滞納徴収を引き続き努力されたい。

3、機械による証明書発行等、町民の利便性を第一に考慮されたい。

4、予算説明資料の改善をさらに図られたい。

5、自主的、積極的に独自の施策を推進されたい。

6、アンテナを高くして、よい施策は速やかに調査、研究し、導入されたい。

7、男女共同参画に関する施策の充実強化を図られたい。

8、健康促進をアピールし、医療費削減を強化されたい。

以上でございます。

**議 長（岸 祐次君）** 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**議 長（岸 祐次君）** 質疑なしと認め、質疑を終結します。

飯島委員長、ご苦労さまでした。

次に、総務常任委員会山畑委員長、お願いします。山畑議員。

〔総務常任委員会委員長 山畑祐男君登壇〕

**総務常任委員長（山畑祐男君）** 13番山畑です。それでは、3月2日、3日の本議会より、総務常任委員会に付託されました、議案1件につきまして、先ほど審査報告いたしました日時に補正予算等の審議に引き続き審査をいたしましたので、審査結果を報告いたします。

議案第27号 平成28年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算では、歳入歳出それぞれ、款、項、目の順に慎重に審議いたしました。審査の結果、採決では、原案適正と認め、全会一致可決でありました。

以上、報告といたします。

**議 長（岸 祐次君）** 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

山畑委員長、ご苦労さまでした。

続きまして、文教厚生常任委員会馬場委員長、お願いします。馬場委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 馬場周二君登壇〕

文教厚生常任委員長（馬場周二君） それでは、文教厚生常任委員会の議案の審議結果をご報告いたします。

議案第23号 平成28年度吉岡町学校給食事業特別会計予算については、滞納状況や給食費の納入方法の質問もありました。原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第25号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算は、前年より7,393万6,000円少ない、23億4,068万4,000円となりました。理由としましては、60歳から64歳までの被用者保険の加入者減や国保加入者の減などが挙げられます。審議の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第28号 平成28年度吉岡町介護保険事業特別会計予算について、前年度1,570万円の増で、13億7,388万7,000円となりました。収入で、第1被保険者の保険料が減少、被保険者の所得水準が下がっていることと、核家族による家族形態の変化によるものであり、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第29号 平成28年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算は、歳入歳出1億6,334万3,000円で、前年度対比58万円の増です。前年とほぼ横ばいとなっています。審議の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

以上でございます。

議長（岸 祐次君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

馬場委員長、ご苦労さまでした。

続きまして、産業建設常任委員会岩崎委員長、お願いします。岩崎委員長。

〔産業建設常任委員会委員長 岩崎信幸君登壇〕

産業建設常任委員長（岩崎信幸君） 11番岩崎です。産業建設常任委員会では、先ほど報告しました補正予算などに引き続きまして、平成28年度当初予算の3議案について、審査いたしました。審査結果を報告いたします。

議案第24号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算は、設計委託料や工事請負費などの大幅な増により、対前年比1,913万2,000円の増額の歳入歳出それぞれ3億5,958万7,000円であります。なお、許可区域全体の360ヘクタール

が27年度供用開始となりました。審査の結果、採決では、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第26号 平成28年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算は、新規事業として機能診断調査義務委託料630万円が計上され、対前年比464万6,000円の増額の歳入歳出それぞれ1億6,083万円であります。審査の結果、採決では、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第30号 平成28年度吉岡町水道事業会計予算は、石綿管更新事業として防衛省から3,729万9,000円の補助により、資本的収入は対前年比3,179万7,000円増の8,434万2,000円です。資本的支出は、老朽管布設がえ工事費1,430万5,000円などにより、対前年比5,495万4,000円増の2億4,712万8,000円であります。また、収益的収入は4億2,546万8,000円、収益的支出は4億1,540万3,000円です。審査の結果、採決では、原案適正と認め、全会一致可決であります。

以上、報告いたします。

議長（岸 祐次君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

岩崎委員長、ご苦労さまでした。

---

## 日程第29 議案第22号 平成28年度吉岡町一般会計予算

議長（岸 祐次君） 日程第29、議案第22号 平成28年度吉岡町一般会計予算を議題といたします。

討論ありませんか。

小池議員。

〔15番 小池春雄君登壇〕

15番（小池春雄君） ただいま上程をされております議案第22号 平成28年度吉岡町一般会計予算に対し、反対の立場で討論を行います。

昨年の町長選挙では、福祉の充実と子育て支援に力を入れていくとの政策、公約が示されました。特に、子育て支援では、新年度就学前のこどものこころの発達健診、発達支援教室や、学童クラブ新築事業など、評価できるものもあります。しかし、学校給食費の無料化を目指すとの公約は、新年度増額がなく、任期の中で実行が危ぶまれます。町民への約束である以上、その施策がなくてはなりません。

また、多額のお金を投入する南下城山防災公園では、平成30年度の完成を見ることになっておりますけれども、詳細完成図が示されないことは問題であると思います。学校給食センターの民間委託では、経費節減と言いますが、何がメリットなのか、その必要性が理解できません。

以上のことから、本会計予算に反対をするものであります。

議長（岸 祐次君） 次に、原案に賛成者の討論を許可します。

五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君登壇〕

4番（五十嵐善一君） 4番五十嵐です。ただいま上程をされております議案第22号 平成28年度吉岡町一般会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

総額77億4,200万円、伸び率19.5%と、これまでの最大規模となった平成28年度一般会計当初予算は、子育て支援の充実を図り、地域の意欲を高め、そして安心して住み続けられるまちづくりを目指す中で、石関町政の前へ前への思いから生まれた積極的予算であると認識しております。

まず、歳入についてであります。人口増の町吉岡にあつて、町税を対前年度2.0%の増、地方交付税を対前年度4.8%の増、そして児童数の増に伴う保育運営費保護者負担金の増などによる分担金及び負担金を対前年度10.3%の増と見込みつつ、上昇傾向にある実質公債費比率の抑制といった財政健全化策も考慮した中で、町民のニーズに応えるべく、あえて多額な財政調整基金を取り崩すことによって、町債を対前年度マイナス8.5%とした予算編成には理解できる場所があります。

なお、財政の健全化といった観点から、計画的な財政運営と自主財源の確保に努めることは、喫緊の課題でもあります。町税の収納は自治体経営の根幹であり、税負担公平化の観点からも徴収力のさらなる強化と適正な事務管理を望むものであります。

一方、歳出についてであります。第5次吉岡町総合計画の中に掲げられている6つの施策の大綱に沿つて、賛成理由と要望等を述べさせていただきます。

まず、1つ目は、支え合う健康と福祉のまちづくりについてであります。赤ちゃんの駅、情報マップ、こどものこころの発達健診、年中児こころの成長アンケート、発達支援教室など、発達障害の早期発見に向けた取り組みや、学童クラブ施設新築事業、市立保育所等施設整備助成事業、保育士等確保事業などは、子育て支援策の一環として、大いに評価できるものであります。

一方、認知症高齢者への支援策や高齢者への虐待防止策といった、高齢者福祉の面での目新しい施策に欠けている点が残念であります。

また、乳幼児健康支援一時預かり事業として吉岡町では、病後時保育への利用補助を行

っていますが、働く母親にとっては、頼もしい子育て支援であります。今後、病児保育も含めたさらに使いやすい事業となることを望みます。

2つ目は、心豊かな教育と文化のまちづくりについてであります。児童数の増加に伴う教室数の不足を解消するため、財政調整基金を活用しての明治小学校校舎増築事業は、学校教育の充実を図る観点からも賛成するものであります。

また、学校給食の調理業務等の民間委託に関しては、吉岡町の将来を担う大切な子供たちへ恒常的に安心、安全な食を提供していくために、民間業者さんへの徹底した恒久的安全指導をお願いしていくものであります。

また、八幡山グラウンドの拡張事業については、町長がマニフェストに掲げたうちの一つでもあります。執行側の英知を結集して、有効的かつ効率的な補助事業等を精査しつつ、完成への道筋をつけていただくことを要望いたします。

3つ目は、活力ある産業と雇用のまちづくりについてであります。農林業に関し、認定農業者数の目標値を平成27年度で40人と掲げてありますが、平成27年7月1日現在で21人とどまり、また、都市近郊型農業の推進の一環として、吉岡ブランドの開発、販売を掲げてありますが、こちらも実績ゼロの現状に鑑み、これらへの対策としての目新しい施策が盛り込まれていなかった点が残念であります。観光に関しては、東の玄関口である道の駅よしおか温泉情報発信機能強化事業を拡充した点が一応評価できるものであります。

4つ目は、魅力的な自然と環境のまちづくりについてであります。環境保全に関し、地球温暖化防止の観点からの地域新エネルギー導入促進策が太陽光発電システム設置事業のみであることが残念であります。小規模水力発電やバイオマスエネルギー、熱電併給などの地域新エネルギービジョンに向けての諸施策の検討を願うものであります。また、自然環境に関しては、漆原緑地運動公園の南端に位置する利根川河川敷の有効利用にぜひ目を向けていただき、雄大な利根の流れの水辺景観の保全にも配慮をお願いするものであります。

5つ目は、住みよい安全で便利なまちづくりについてであります。防犯カメラ設置事業及び放課後児童見守りパトロール事業の継続実施は、地域防犯体制の充実強化の観点から大いに評価できるものであります。また、地震や台風、ゲリラ豪雨等の自然災害の備えといった観点から自助、近助、共助、公助の精神のもと、自主防災組織支援事業及び防災無線デジタル化事業を新規事業に盛り込んだ点は評価に値するものですが、災害時要援護者対策に至っては、実に不安が残るところであります。さらに土地利用の見直しや南下城山防災公園整備事業、駒寄インターチェンジ大型車対応化事業等に適切な予算が確保されている点を評価するとともに、特に防災公園整備事業にあっては、今後、町民への定期的な

説明会の実施と町民の声が反映されるように要望しておきます。

6つ目は、町民と行政が協働するまちづくりについてであります。自治会活動支援事業、吉岡健康ナンバーワンプロジェクト事業等の実施は、協働するまちづくりそのものであり、評価できますが、町政地域別懇談会の実施にあつては、今後の課題であると考えます。また、男女共同参画社会基本法が1999年に施行され、近時においては女性の活躍が国を挙げて叫ばれている中で、本当初予算に男女共同参画社会の実現に向けた具体的な施策が見えてこないのが非常に残念でもあり、今後真摯にこの問題に取り組んでいていただくことを強く要望いたします。さらに、行政運営に関し、102名という限られた職員でさまざまな行政サービスを提供している中で、時間外勤務の増加が少し気になります。過重労働がもとで大切な職員が心の病に侵されてしまうことのないよう、職員のメンタルヘルスには十分に配慮していただきたいと考えます。人は石垣、人は城、人は堀との武田信玄公の言葉のごとく、まさに吉岡城の大天主である石関町政を支えているのは、102名の職員であるといっても過言ではありません。職員の健康への配慮を重ねてお願いするものであります。

最後になりますが、ハード面、ソフト面含めて、町民のニーズをしっかりと把握することに努め、また、縦割り行政とやゆされることのないよう、所管を超えた組織横断的連携を強化して、人口2万700人、面積20.46平方キロメートルというコンパクトな吉岡町であるからこそできるきめ細やかな住民サービスを常に意識して予算執行に当たっていただきたいことをつけ加えておきます。

以上のように、平成28年度一般会計当初予算を総合的に考慮し、議案第22号に賛成するものであります。委員会では、委員長報告のとおり、全会一致で原案どおり可決でありました。議員各位のご賛同をお願いし、私の賛成討論といたします。

議長（岸 祐次君） 次に、原案に反対者の討論を許可します。

次に、賛成者の発言を許可します。ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決でございます。

議案第22号 平成28年度吉岡町一般会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数。

よって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

### 日程第30 議案第23号 平成28年度吉岡町学校給食事業特別会計予算

議長（岸 祐次君） 日程第30、議案第23号 平成28年度吉岡町学校給食事業特別会計予算を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

小池議員。

〔15番 小池春雄君登壇〕

15番（小池春雄君） 議案第23号 平成28年度吉岡町学校給食事業特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

まず、第1点目でありますけれども、本年度から学校給食の民間委託が始まります。これまで質疑の中でもメリットは何か、デメリットは何か、そのような質問をしましたけれども、なかなか納得のできる声が出きません。なぜ安いのか、なぜ安心なのか、この議論であります。じゃあ今までと比べて何がよくなるのか。言われたのが安い、おいしい、どうも私は納得いかないんですね。本当にこういうことで多くの子供たちの学校給食は守っていけるのかどうかということが大変不安になるところであります。今まで何が問題であったのか。問題があればそれは改善しなければならない。しかし周りがやっているから、我が町もやろう。それは私は理屈にはならないと思います。

そしてもう1点であります。先ほども言いましたけれども、町長は、選挙公約の中で、学校給食費の無料化を目指す。これが町長の大きな公約の一つでありました。町長の任期は、残されたところあと3年です。一昨年は、1割ぐらいの減額をしました。しかし、無料化を目指すのであれば、ここでもう一踏ん張りしておかなければ、無料化を目指せないと思います。ということは、町民に行った町長の選挙公約というのは、町民との約束ですから。ましてや現在の子供支援、そして貧困対策が叫ばれている中、私はこれは喫緊の課題として、町長は昨年の選挙のときは大変いいところに狙いをつけたというふうにも思っておりました。しかし、それが公約のとおり、約束のとおりに進まないということは、一つ間違うと、住民に対する裏切りにもなるのではないかというふうに思い、2つの問題から今会計に反対をするものであります。

議長（岸 祐次君） 次に、原案に賛成者の討論を許可します。ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第23号 平成28年度吉岡町学校給食事業特別会計予算を委員長の報告のとおり

決定することに賛成の方は起立してください。

[賛成者起立]

議長(岸 祐次君) 起立多数。

よって、議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第31 議案第24号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算

議長(岸 祐次君) 日程第31、議案第24号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長(岸 祐次君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第24号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長(岸 祐次君) 異議なしと認め、よって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第32 議案第25号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算

議長(岸 祐次君) 日程第32、議案第25号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

討論ありませんか。

小池議員。

[15番 小池春雄君登壇]

15番(小池春雄君) 私は、ただいま上程をされております議案第25号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計に反対の立場で討論を行います。

1961年国民皆保険制度の一環として、それまで無保険だった小規模企業者や従業員、経営者や農林水産業者救済を主な目的として、国民健康保険制度が発足をしました。しかし、その6割以上を占めていた自営業者や、農業従事者が10%台までに大幅に減少し、一方で、6%台だった無職の人たちが5割近くまで増加をしております。これまで国保会計に対する国保の総収入に占める国庫支出金が50%近くあったものが、年々減らされ、現在では24%となっております。国に大きな責任がありますが、低収入の人たちが多く

加入をしている国保会計への一般会計からの繰り入れを切に願ひまして、反対討論とします。

議長（岸 祐次君） 次に、原案に賛成者の討論を許可します。  
高山議員。

〔7番 高山武尚君登壇〕

7番（高山武尚君） 7番高山です。議案第25号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算について、賛成の立場から討論させていただきます。

厳しい国保財政にありながら、町総合計画の主要な取り組みである健康維持活動が徐々に普及されるなど、町民の健康に対する意識も向上しています。これら等により、ここ数年医療費も安定していることから、昨年度国保税の引き下げも実施した状況でもあります。国保制度は国民皆保険の根幹である大切な事業でもあります。この事業の継続のため、一般会計から2億2,248万8,000円もの繰り入れを行い、被保険者の税額の負担の軽減も行っております。委員会における審議は全会一致の賛成で、原案のとおり可決いたしました。議員各位の賛同をお願いしまして、賛成討論といたします。よろしくお願ひいたします。

議長（岸 祐次君） 次に、原案に反対者の討論を許可します。ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第25号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数です。

よって、議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第33 議案第26号 平成28年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算

議長（岸 祐次君） 日程第33、議案第26号 平成28年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。  
議案第26号 平成28年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長(岸 祐次君) 起立多数。

よって、議案第26号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第34 議案第27号 平成28年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

議長(岸 祐次君) 日程第34、議案第27号 平成28年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を議題とします。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長(岸 祐次君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第27号 平成28年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長(岸 祐次君) 起立多数。

よって、議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第35 議案第28号 平成28年度吉岡町介護保険事業特別会計予算

議長(岸 祐次君) 日程第35、議案第28号 平成28年度吉岡町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長(岸 祐次君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第28号 平成28年度吉岡町介護保険事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長(岸 祐次君) 起立多数。

よって、議案第28号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第36 議案第29号 平成28年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算

議長（岸 祐次君） 日程第36、議案第29号 平成28年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第29号 平成28年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数。

よって、議案第29号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第37 議案第30号 平成28年度吉岡町水道事業会計予算

議長（岸 祐次君） 日程第37、議案第30号 平成28年度吉岡町水道事業会計予算を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第30号 平成28年度吉岡町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで休憩をとります。再開を11時55分とします。

午前11時40分休憩

---

午後 0時07分再開

議長（岸 祐次君） 会議を再開します。

それでは、ここで休憩をとります。再開を午後1時とします。

午後0時07分休憩

---

午後1時00分再開

議長（岸 祐次君） 会議を再開します。

---

### 日程第38 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（岸 祐次君） 日程第38、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から所管事務のうち、会規則第71条の規定により、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

### 日程第39 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

### 日程第40 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

### 日程第41 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

### 日程第42 予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

### 日程第43 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（岸 祐次君） 日程第39、40、41、42、43、各常任委員会からの閉会中の継続調査について、吉岡町議会会議規則第35条により一括議題にします。

採決はそれぞれ分離して行います。

各常任委員会からの閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、予算決算常任委員長、議会広報常任委員長から、所管事務のうち、吉岡町議会規則第71条の規定によりお手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

これからこの申し出5件を分離して採決します。

まず、総務常任委員長からの申し出についてお諮りします。

総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございま

せんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、文教厚生常任委員長からの申し出についてお諮りします。

文教厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、文教厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、産業建設常任委員長からの申し出についてお諮りします。

産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、予算決算常任委員長からの申し出についてお諮りします。

予算決算常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） よって、予算決算常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、議会広報常任委員長からの申し出についてお諮りします。

議会広報常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

#### 日程第44 議会議員の派遣について

議長（岸 祐次君） 日程第44、議会議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付してあるとおり、議員研修のため議会議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、配付のとおり議会議員を派遣することに決しました。

---

#### 日程第45 議長報告

議長（岸 祐次君） 日程第45、議長報告を行います。

本定例会の会期中に、予算決算常任委員会において、平成28年度の議会からの要望を取りまとめ、町長へ伝達要請がありました。そのことについて、お手元配付の要望書を石関町長に提出をいたします。

---

#### 町長挨拶

議長（岸 祐次君） これで本日の会議を閉じます。

平成28年第1回吉岡町議会定例会の日程を全て終了しました。

閉会の前に、町長の挨拶の申し入れを許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 定例会閉会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

議会開会中には、東日本大震災から5年がたち、犠牲者のご冥福をお祈りするとともに、一日も早い復興復旧、そしてまた被災された皆様が安心して生活が送れるよう願うばかりでもあります。

本議会におきまして、上程いたしました報告、議案、諮問案件を可決をいただきまして、まことにありがとうございました。心より感謝と御礼を申し上げます。

また、議員の方々より、一般質問、そしてまた施政方針に対する質問を多くの議員さんよりいただきまして、肝に銘じてこれからの行政に生かしていきたいと考えております。

さて、いよいよ新年度予算が認められ、新しい年度に向かっての準備が整い、スタートをいたします。

それぞれの事業が円滑に推進できますように、議員各位のご協力とご支援をよろしくお願い申し上げます。

これまで手がけてきた事業もしっかりと軌道に乗せ、着実に推進していく覚悟でもあり

ます。何とぞ、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

また、町民の意見に耳を傾け、一層努力を重ね、山積する課題に取り組んでいく所存でもあります。

今年度の区切りをしっかりとまとめ、やり残している仕事がないように、円滑な事業の推進を職員にももう一度指示・指導を徹底していきたいと思っております。

気候も一段と春めいてまいりました。ようやく西から桜の便りも聞かれるようになり、春はもうそこまで来ている感じがいたします。

どうか、議員皆様におかれましては、ますます健康には十分ご留意の上、ご活躍くださいますようご祈念申し上げ、閉会に当たりましての挨拶とかえさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

---

## 閉 会

議長（岸 祐次君） 以上をもちまして、平成28年第1回吉岡町議会定例会を閉会します。

午後1時07分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 岸 祐 次

吉岡町議会議員 岩 崎 信 幸

吉岡町議会議員 平 形 薫